

給付制奨学金の実現と学費無償化を進めることを求める意見書

大学など高等教育の学費負担の重さは、充実した学生生活を望む若者の前に立ちふさがる障害となっている。若い世代に不安定雇用が広がるもとの、経済的理由から奨学金を返済できない人も増えている。

政府は2012年9月、中高等教育の無償化を求めた国際人権規約第13条2の(b)及び(c)の保留を撤回した。これにより、日本は高校・大学など“中高等教育の無料化をめざす国”となった。しかし安倍政権の高校授業料への所得制限導入は、無償化への歩みを後退させるものであり、国際公約にも逆行するものである。また生徒間に分断を持ち込むことや保護者、学校現場の混乱を招くことなども危惧されている。

教育の無償化は、憲法で謳われた「教育を受ける権利」及び、教育基本法における「教育の機会均等」から要請されていることである。主要国では、すでに返済の必要のない給付制奨学金が整備されており、その多くで大学授業料の無償化、ないしは低額措置が実施されている。OECD（経済協力開発機構）の調査では、GDP（国内総生産）に占める日本高等教育予算は0.5%と加盟34か国中、最低水準となっている。

家庭の収入にかかわらず、だれもが安心して学ぶことが出来るよう教育無償化の取り組みは急務である。

よって政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

- 1 高校生、大学生などを対象とした給付制奨学金制度を早期に創設すること。
- 2 私学も含めて高校・大学の学費無償化を段階的に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

奈良県生駒郡平群町議会

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿
参議院議長 山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
財務大臣 麻 生 太 郎 殿
文部科学大臣 下 村 博 文 殿